

平成24年度第1回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成24年5月17日（木） 10時30分～12時00分
2. 場 所：総務省 8階 共用801会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 会計帳簿への住所の記載について
 - (2) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類について
 - (4) 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
 - (5) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (6) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 会計帳簿への住所の記載について
- 資料2 平成24年度フォローアップ説明会の説明ポイント
- 資料3 登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて（案）
- 資料4 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
- 資料5 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 会計帳簿への住所の記載について
- 資料B 領収書等における支出を受けた者の住所記載について
- 資料C 平成24年度政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会資料

資料D 登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いの見直しについて（案）

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成24年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず、事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いします。

【田谷事務局長】 4月1日付で着任いたしました収支公開室長の古川貴一でございます。

【古川収支公開室長】 古川でございます。よろしくお願いたします。

【田谷事務局長】 同じく、政党助成室長の黒瀬敏文でございます。

【黒瀬政党助成室長】 黒瀬でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【上田委員長】 次に、平成23年度第6回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第6回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成23年度第7回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「会計帳簿への住所の記載について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、会計帳簿の住所記載についてですが、A3の紙の下にあります資料Aを御覧いただければと思います。

会計帳簿への住所の記載については、委員会で何度も御議論いただいたテーマですが、改めて御説明をさせていただきます。

政治資金規正法9条におきまして、政治団体の会計帳簿には、すべての支出について支出を受けた者の住所の記載が義務付けられています。そこで下のほうですが、会計帳簿を

備えさせ、所定事項の記載を義務付けた趣旨としては、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくことにあるとされております。その政治資金の収支の状況を常に明確にしておくために、支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名の記載を義務付けているということに関しては、政治団体の事務負担を考慮してもなお必要であると一定の理解が得られるとも考えられますが、政治団体の内部管理用の帳簿である会計帳簿に支出を受けた者の住所までも記載を義務付けることに対しては、政治団体に対し必要以上の事務負担を課しているのではないかという意見が寄せられていることも事実です。

そこで、これまでの委員会の取組、また、取りまとめを踏まえて、2つの論点について検討させていただきたいと思えます。2ページを御覧ください。

1点目ですが、すべての支出について会計帳簿の住所記載義務を課す現行制度を見直す方向で改正を行うことが検討できないかということです。

2点目ですが、政治資金規正法上、支出を受けた者の住所は、団体にあつては、その主たる事務所の所在地、これは本社と解されておりますが、これを記載することとされております。しかしながら、支出を受けた者から徴収した領収書等に住所が記載されている場合は、当該住所が支社の住所であったとしても、法解釈上、当該住所を会計帳簿に記載することとしてもよいとすることはできないかということです。

そこで、Iですが、平成21年1月から2月にかけて、国会議員関係政治団体に対してアンケートを行ったところ、以下のような意見が寄せられております。支出を受けた者の住所は省略できないか、事務負担が大きいなどです。

また、平成22年4月から6月にかけて、登録政治資金監査人に対して政治資金監査の実施状況等のアンケートを実施したところ、会計帳簿の住所記載について以下のような意見が寄せられております。1つ目は、会計帳簿の必要記載事項について、4行目ですが、これらの事項は領収書を確認することによってわかるので、会計帳簿の記載程度を簡略化するべきであるということ。また、最後のポツですが、会計帳簿の必要記載事項の1つに支出を受けた者の住所があるが、支出を受けた者の氏名、支出の目的等、他の必要記載事項と比較して、住所を正確に記載すること又は領収書等との整合性の検証の必要性が乏しいのではないかと思われ、また、実務上多大な負担となっている。住所の記載はすべての支出に必要とは思えない、この確認に最も時間を要したということです。

なお、税法上は、3万円以上の高額領収書の交付を受けなかった場合は例外的に帳簿への住所記載が必要ですが、基本的には、支出を受けた者の住所は帳簿や証拠書類上の必要

記載事項とはされていないところです。

また、今回、支出情報開示室の協力をいただいて、領収書等の開示決定をした国会議員関係政治団体について調べたところ、一団体当たりの平均の高額領収書の件数は約200件、少額領収書等の件数は約700件でした。ちなみに少額領収書等の件数が最も多かった政治団体は4,725件で、高額領収書は594件ですので、合わせて5,300件強あったということになります。

これらのことを踏まえますと、現行制度は、政治団体に相当程度の事務負担を課しているとも考えられることから、政治資金適正化委員会としては、これらの声を踏まえて、平成22年に政治資金監査マニュアルを以下のとおり改定しております。下のほうを見ていただきますと、会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査において記載不備とは扱わないということとして、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。この場合、記載不備とは扱わないということですが、ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘することとされております。

4ページをお開きいただくと、その表がございます。いずれにしても、政治資金監査マニュアルでできる限りの対応はしてきているということです。

そこで、やや繰り返しになりますが、住所記載の必要性については、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所を始め所定の事項の記載により支出を受けた者を特定し、支出の実在性を担保することが趣旨ですが、国会議員関係政治団体については、平成19年の政治資金規正法の改正により、すべての支出について領収書等の徴取・保存が義務付けられて、少額領収書等も御存じのとおり開示請求の対象となっています。また、すべての支出について登録政治資金監査人の方の確認を受けるということになっておりますので、これらの一定の支出について会計帳簿の住所記載を省略したとしても、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことなく、不正な記載や報告は防止できるという制度になったとも考えられます。

政治資金制度をより合理的で安定した制度とする観点からも、会計帳簿の住所記載の必要性について検討する必要があるのではないかとということです。次にこれまでの委員会の

議論です。収支報告書に支出の明細が報告される人件費を除く1件1万円を超える支出、いわゆる高額の支出ですが、少額の支出と分けて委員会では議論がなされてまいりました。そこで、昨年3月の委員会の取りまとめでは、収支報告書で住所を報告すべき支出については、会計責任者が異動した場合、支出を受けた者の住所を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になるということや、会計責任者として収支報告書を作成する段階で支出を受けた者の住所の把握はいずれにしても必要であり、収支報告書に住所を記載し、説明責任を負うことになることも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所の記載された書面が政治団体に保存されることが適当と考えられるとされております。

ただし、その住所が会計帳簿に記載されていないか否かは議論があるところであり、支出を受けた者から徴取した保存義務が課される領収書等に住所が記載されている場合、会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられる。したがって、いわゆる高額の支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当であるとされているところです。

一方、収支報告書に支出の明細の報告義務がない支出、人件費及び人件費以外の1件1万円以下の支出ですが、これについても、事務負担に比した意義及び必要性について、様々な意見が寄せられており、非常に多くの議論がまとめられているのですが、抜粋が下段の括弧書きのところに入っております。このところは後ほど御議論いただくこととなりますので、6ページまで飛んでいただいて、下のアンダーラインですが、結論として、いわゆる少額の支出についても上記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来取扱いも踏まえながら、検討を行っていくことが適当であるとされておりますので、今回御議論いただくということです。

そこで、先ほどと同様に、国会議員関係政治団体に係る高額の支出と少額の支出に場合分けをして検討をしたペーパーです。①ですが、高額の支出ですけれども、メリットとして、政治団体の事務負担が軽減されます。ただし、先ほどご説明しました200枚、700枚でいいますと200枚のほうですので、割合としては多くありません。こちらに関しては、収支報告書において、支出を受けた者の住所が報告されるので、支出を受けた者を特定することが可能であって、支出の透明性は損なわれないという点があります。また、収支報告書において報告される支出を受けた者の住所が、高額領収書等に記載された住所に基づいて記載される限り、支出の実在性は損なわれないと考えられます。

そこで、7ページですが、論点を4つ掲げております。1つ目の論点ですが、政治団体はすべての収入・支出について会計帳簿に記載するとされておりまして、収支報告書は会計帳簿を基に作成する取扱いとされています。会計帳簿における支出を受けた者の住所の記載を省略すると、当該取扱いができなくなるのではないかという論点があります。これに関しては、検討のi、下のほうを見ていただきますと、3行目からですが、確かに会計帳簿の意義付けは変わるという課題があります。一方で、収支報告書の作成の際に、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されている場合には、当該領収書を基に収支報告書を作成することができるため、会計帳簿にも支出を受けた者の住所を記載する必要はないと考えられないかということです。

2つ目の論点です。領収書等に支出を受けた者の住所記載がない場合に、会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどう考えたらいいいのか。また、同様に、3番ですけれども、領収書等が存在しない場合に、会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどのように考えるかということです。ここについては、各団体とも制度が異なっておりますので、参考でA3の資料をつけさせていただいておりますので、こちらのほうも適宜御参照しながら説明をお聞きいただければと思います。具体的に絵で申し上げますと、今の2番と3番のところは、左側の表のところの①iiと①iiiというところが該当するところです。

ここで本文に戻っていただき、7ページの下のほうです。検討の2番ですが、現行制度では、収支報告書において国民に報告される支出を受けた者の住所を政治団体の内部書類においても記録しておく必要があるという意味で、領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない場合には、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないかと記載させていただいております。要するに、現行制度どおりでいかがかということです。

3番ですが、同様に領収書等が存在しない場合には、現在、徴難明細書又は亡失等一覧表を登録政治資金監査人が確認することになるわけですが、これらは領収書等と比べますと支出の実在性の担保能力が低いと考えられます。このため、会計帳簿への住所記載が望ましいのではないかということで、2番と同様の結論を記載しております。

4番です。いわゆる資金管理団体、その他の政治団体についてどのように考えるべきかということです。図で言いますと、①ivの黒塗りされている部分についての議論です。収支報告書に支出の明細が記載される支出、1件5万円以上というところがメルクマールなわけですが、領収書等の徴取・保存義務が課せられております。ここで会計帳簿に支出を受けた者の住所記載を省略する対象を検討する際に、収支報告書で支出を受けた者の住所

が報告されるか否か、住所が記載されている領収書等が徴取・保存されているか否かをメルクマールといたしますと、国会議員関係政治団体と同様に、収支報告書に支出の明細が報告される支出について領収書等に支出を受けた者の住所の記載がある場合には、会計帳簿への住所記載を省略できることとするということが考えられます。

一方で、資金管理団体及びその他の政治団体は、登録政治資金監査人の確認を受けていませんので、その点を重視しますと、支出の実在性の担保能力が低く、国会議員関係政治団体と取扱いを変える必要があると考えることになりまして、登録政治資金監査人の確認を受けている国会議員関係政治団体についてのみ会計帳簿の住所記載を省略できることとする、そちらだけを認めて、その他の政治団体の住所記載義務の省略は認めないという考え方もあり得ると考えておりまして、両論を併記しているところです。

②少額の支出についてです。メリットですけれども、少額の支出の割合は200件、700件の700件の方ですので、政治団体の事務負担が大幅に軽減されると考えられます。また、国会議員関係政治団体に関して言いますと、少額領収書等も含めまして登録政治資金監査人の確認を受けますし、少額領収書等の開示制度もありますので、支出の実在性は担保されていると考えられます。

そこで、論点として、高額領収書と同様に、少額領収書等に住所記載義務がない場合に、会計帳簿の住所記載を省略する取扱いをどう考えるか。また、2番ですが、少額領収書等が存在しない場合にどのように考えるかということです。A3の絵ですと、②iと②iiと白の枠で囲っているところの議論です。

下段の検討の部分を見ていただきますと、少額の支出を受けた者の住所は収支報告書において報告の対象とはされていないわけですが、政治団体において、何らかの書面で支出を受けた者の住所を把握し、正確に特定できるということが適切であると考えられるため、高額の支出の議論と同様に会計帳簿への住所記載が望ましいという考え方があります。

一方で、政治団体の内部書類であり、国民に公表されない会計帳簿において住所を記載させることは、事務負担に比して、収支の状況の明確化及び支出の実在性を高める効果が小さく、会計帳簿への住所記載を省略できるとする考え方もあり得るかということで、そのような考え方も記載しております。

2番ですが、同様に、領収書等が存在しない場合も、領収書等と比べて支出の実在性の担保能力が低いことから、会計帳簿への住所記載が望ましいという考え方を9ページの最後の段落でしておりますが、10ページの一番上ですが、事務負担に比して、収支の状況

の明確化及び支出の実在性を高める効果が小さく、会計帳簿への住所記載義務を省略できるとする考え方もあり得るかとしております。

3番です。資金管理団体、その他の政治団体の収支報告書において明細が報告されない支出については、こちらに関してもいろいろな考え方があると思っております。国会議員関係政治団体と異なり、1件5万円未満の支出に係る領収書等の徴取・保存義務が課されておられません。また、登録政治資金監査人の確認もないなど支出の実在性を担保する別途の手段が備えられていないことを考えますと、会計帳簿の住所記載を省略できないこととするという考え方となります。

また、そのような懸念はありますが、収支報告書に支出の明細を記載する必要のない少額の支出については、領収書等の住所記載の有無の必要性を検討しつつ、その他の政治団体等についても会計帳簿への住所記載義務を省略できることとするという考え方もあり得るのではないかと思います。

あるいは、資金管理団体、その他の政治団体について、現在そのような区分はないですが、国会議員関係政治団体が収支報告書において支出の明細を報告しなくてもよい、人件費及び1件1万円以下の人件費以外の支出につきまして、住所記載を省略できることとするという制度も考えられるのではないかとこのことを記載しております。

そこで、今後の方向性についてですが、会計帳簿における住所記載の省略について、少額の支出については、資金管理団体、その他の政治団体との制度上の整合性の問題がありますが、会計責任者の事務負担の軽減等を考えますと、検討に値するものと考えられるのではないかと。また、高額の支出につきましても更に検討を進める必要があるのではないかと考えておりますが、いずれにしても法律改正が必要な事項に関わることであり、政治資金規正法制定以来、すべての支出について会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することとしてきた経緯等は踏まえる必要があるということ。また、会計帳簿に支出を受けた者の住所記載義務を課していますのは政党助成法、公職選挙法も同様ですので、こちらとの関係も整理する必要があります。さらに、虚偽記載の防止の担保になっております罰則との絡みもあります。そのような観点も踏まえながら更に検討する必要があるのではないかと考えているところです。

長くなって恐縮ですが、12ページの2番の御説明もさせていただきます。

支出を受けた者が団体である場合の住所記載の見直しの必要性についてです。先ほど申し上げましたとおり、政治資金規正法上、支出を受けた者の住所は、団体にあつては、そ

の主たる事務所の所在地を、本社と解されていますが、記載することが義務付けられています。しかしながら、領収書等に実際にどのような記載があるかということですが、資料Bを見ていただくと、JTBの領収書、ENEOSの領収書、サンドラッグの領収書、セブン-イレブンの領収書ですけれども、実際、支店名等が記載されているものもございます。このようなものが実際に提出されてきているという事実があります。そこで、1番の収支報告の明瞭性の観点ですが、政治活動を監視のもとに置くという趣旨があるわけですが、実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合に、収支報告書には支出を受けた者の本社の住所を記載することになっておりますので、住所が異なっておりわかりにくいものとなっているという考え方もありますし、また、実際に領収書等に支出をした支社等の住所が記載されている場合に、その政治団体が実際に支出をした支社等の住所を収支報告書に記載することで、取引の場所が明らかとなるという利点もあるのではないかと考えられます。

また、2番の政治団体の実務上の観点ですが、多くの領収書等には支出を受けた者の住所が記載されておりますので、会計責任者がこれらの住所を会計帳簿に転記しますが、支社等の住所が記載されている場合には、会計責任者は改めて当該支出を受けた者の本社の住所を調べる必要がありますが、直営店かフランチャイズ店かの判断のように、住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合が多いのではないかと考えられます。

また、13ページ、3番です。登録政治資金監査人実務上の観点としても、6行目からですが、登録政治資金監査人が領収書等と会計帳簿を突合する際に不突合が生じる場合があります。住所が当該支出を受けた者の本社の住所であるということを確認する必要がありますが、登録政治資金監査人に必要以上の事務負担を課しているのではないかとということで、今後の方向性として、会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載させる法の趣旨に鑑みますと、支出を受けた者の住所は必ずしも支出を受けた者の本社である必要はないのではないかと。会計帳簿に記載される支出を受けた者の住所は、当該者が団体である場合に、原則は本社であるとしても、例外として支出を受けた者が発行した領収書等に記載された住所が政治団体が実際に支出をした支店の住所であったとしても、そちらを含めることとする対応を検討できないかということです。

ただし、政治団体の収入につきましては、同一の団体について複数の住所が会計帳簿に記載されている場合、政治団体が同名の団体から寄附を受けた場合に、同一の者に対する

寄附の量的制限に抵触する寄附かどうか会計責任者が把握しづらくなりますから、本社の住所を記載させることが合理的であるということを留意しつつ検討を進める必要があるのではないかと考えております。

そこで、マニュアル上の取扱いですが、14ページを見ていただきますと、平成22年9月に改定されておりまして、支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所の所在地であるか確認が困難である場合は、記載不備とは扱わないということで既にマニュアルは変えています。

なお、政治資金監査に関する研修テキスト、緑色の本ですが、この中のグレーの部分、抜粋は下の括弧書きのところですが、アンダーラインのところを読ませていただきますと、記載された住所が主たる事務所の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないとされております。ただし、今の部分はマニュアルではないのですが、次回、政治資金監査マニュアル、事務局といたしましては来年の改定を考えておりますが、その改定の際には当該部分を明記いたしまして、政治資金監査における会計帳簿の住所記載の取扱いを明確にすることを検討する必要があるのではないかとことです。

説明が長くなりましたが、以上です。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。

この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。今の事務局の御説明の順番に従って、ⅠとⅡに分けておりますけれども、まずⅠのほうから、すべての支出について会計帳簿の住所の記載義務を課す現行制度を見直す方向で制度改正を行うことはできないかということで、何か御意見ございますでしょうか。

牧之内委員、よろしく願いします。

【牧之内委員】 今まで、収支報告書に記載をする必要があるかとか、政治資金監査の対象になっているかどうかとかいうようなこと、あるいは高額だとか少額だとか、いろいろな区分をしながら見てきたんですけども、私の意見として結論から言うと、全体を統一した制度にしたらいいのではないかとということで、基本的には現行制度の考え方を尊重するというので、会計帳簿に住所の記載をするということは原則としては残すんですが、しかし、領収書に住所等が記載をされて、それで確認ができる場合、すなわち、現在のマニュアルの取扱いをすべての支出について適用するように法改正をする。だから、領収書等に住所が記載をされていて、それが保存をされているという場合は、その旨を会計帳簿

に付記をするという今のマニュアルの取扱いですね、これをすべての支出に適用するという考え方でどうだろうかということが、結論から先に言うと私の意見です。

資料で言いますと、6ページからそれぞれの場合についてa案、b案というような検討がされておりますけれども、まず7ページの後段の検討というところのiですけれども、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されている場合は、収支報告書を作成することができるためというような理由は置いておいて、結論として、会計帳簿にも支出を受けた者の住所を記載する必要はないと考えられないかという、これでいいのではないかということです。

それから、次のiiですが、iiも領収書等に支出を受けた者の住所記載がない場合は住所を記載させる。それは現行のやり方を踏襲すべきだということでもいい。住所が記載されたものがないのに、代わりのもので実在性が担保されるというふうを考えるべきではない。

それから、iiiのほうも、領収書が存在をしない場合はちゃんと会計帳簿に書かせる。領収書がないのに何を基に書くのかというのはあるんですけども、しかし、領収書がある場合は、領収書に住所は記載されているということを付記させるというやり方で全て統一できるのではないかというのが考えです。

a案、b案、c案というような形が以下に並んでおりますけれども、私の意見はいずれかの案の中には入っております。それで統一できるのではないかということでもあります。すなわち、収支報告書で支出を受けた者の住所が報告されているか否かとか、政治資金監査でその実在性が担保されているかどうかとか、そのあたりをメルクマールにするのではなくて、領収書等に住所が記載されたものが別途あるというところのみをメルクマールにすればいいのではないかということです。

ちょっと長くなりましたけれども。

【上田委員長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、どうですか。

小見山委員。

【小見山委員】 小見山でございます。

私も牧之内委員と同じように、今の法律は原則として書かせることを規定しておりますので、それは尊重するとしても、今回、そもそも問題視しているのは事務負担の軽減をさせるかどうかという1点に尽きるわけございまして、事務負担の軽減をさせることによってデメリットが生じないようにするということが一番大切だと思っております。つまり、

事務負担の軽減をさせる一方で、こういう場合は平気、こういう場合は駄目というのがたくさん複雑になってまいりますと、より複雑化になってきて、事務を行う方がより複雑になって判断がしにくいか、例えば領収書があるかないことできちんと分けなさいとか、領収書に住所がなければ書かなくちゃいかんとか書いてございますね。それから、政治団体に関しても、国会の議員なのかどうかということもすぐわかるわけですが、将来的にこの方が国会議員になるのかどうかということもありますし、いろいろなケースが出てくるわけございまして、そういう場合も踏まえた中で、複雑化させることはかえってよくないのではないかと、事務負担が増えてくるのではないかと思います。

したがって、その辺も考慮しながら今回は議論を進めるべきだと思っておりますし、もう一つ、私がお話を聞いたときに思いましたのは、事務負担の軽減をさせるのであれば、逆に言えばコンピューターを導入させるということが第一だと思います。最終的に収支の報告書に住所を書かせるのであれば、帳簿の段階で入力することによって、今はワードもそうでございますが、2回ぐらい入力をすれば、コンピューター自体がその住所を記憶します。したがって、コンピューターのこのような性格を利用することによって、事務軽減ができると思います。ですから、今回、議論をするに当たっては、事務負担の軽減、それからもう一つは、より複雑化させないということを前提に御議論を進めていただければと思います。

ただ、原則論としまして、今、牧之内委員がおっしゃったような形で原則はこうなんだと、ただ、こういう場合は例外だというふうな形で、非常に簡単になれば、それは私は賛成でございます。

以上です。

【上田委員長】 ありがとうございます。

日出委員、どうぞ。

【日出委員】 日出でございます。

私も全く同じような意見でございます。この会計帳簿に住所の記載については、監査人は税理士が7割ぐらいを占めておりますけれども、彼らのアンケートでの答えでも、会計帳簿に住所を記載するというのは通常我々の会計・税務の世界でもあり得ない状況ございまして、監査の手続上でもかなりの負担になっておりますし、これは省略すべきではないかと言われております。省略すべきであるという前提条件は、領収書等の徴取と保存義務というものをきちんと課しておけば、特に会計帳簿、あるいは収支報告書のほうについて

も住所等を記載する必要性はないのではないかとというのが大多数の声ですし、私自身もそのように考えております。

政治団体そのものの性格付けというか、国会議員関係政治団体とか、その他の団体、それによって領収書等の徴取の義務そのものが変わってくること自体がおかしく、政治団体であれば一律に同じような仕組みで、シンプルな形で制度が設計されるべきと考えます。したがって、国会議員の政治団体だろうが、その他の政治団体だろうが、領収書等の徴取・保存義務は一律に全部1円まで課するというふうな形を前提にした制度設計に直したほうが、全てについてわかりやすいのではないかなと考えております。

この会計帳簿の住所記載について、総務省が公開している収支報告を作るシステムがあります。あれに入力していけば、会計帳簿から収支報告まで1回入れれば全部連動するような仕組みになっていて、使っている方は結構多いんですよ。多いんですけども、それは利便性の問題なので、根本的には住所記載というものが必要かどうかというのを考えていくと、領収書の徴取と保存義務さえ課せば、それでもって実在性をきちんと検証できるわけなので、あえて領収書にあるものをまた会計帳簿に転記し、また、収支報告に転記するというふうな二重三重の事務負担は不要ではないかなと考えております。

以上です。

【上田委員長】 牧之内委員のおっしゃったことを要約すると、先ほどの事務局の説明というか、資料Aの4ページの一番上の例示みたいなのがありますよね。ここで備考欄の丸で囲った部分は、これは領収書ありとかで済ませるんですか。

【牧之内委員】 ここは書き方は別添書面に記載でもいいですし、要するにこういう記載をマニュアルではなくて法律上、制度上、ちゃんと認めると。だから、前のページのただし書が要らないということになるわけですけども、これをすべての支出について同じ取扱いにしたらどうかと。

【上田委員長】 別添書面となると、また書面を作るような感じになるから。

【牧之内委員】 それは領収書に記載ありと、そういう表現でいいんだと思いますけどね。

【上田委員長】 せっかくですから、谷口委員、いかがですか。

【谷口委員】 政治団体、あるいは政治資金監査人の皆様の事務負担を軽減するということは重要でありますし、もしその制度を変えるという方向で検討するのであれば、今まで先生方御指摘のとおり、なるべくシンプルな制度にするべきだというふうに私も思い

ます。

他方で、7ページのiのところ、あるいは10ページの一番下のポツ以下の部分で、かつて私が言った意見を取り入れていただいているわけですが政治資金制度全体の考え方を改めてまで検討すべき事案なのかということについては、なお私は疑義があります。

例えば、このような形で政治資金団体側の事務負担を軽減したとしても、政治資金の透明性を求める国民の立場からすれば、収支報告書と領収書を両方見なくてはいけないという二度手間を逆に課すことになるわけですね。ですから、検討を更に進めるという結論自体に関しては全く反対はないんでございますけれども、方向性をここで定めるということにはやや慎重であるべきではないかと。であるのであれば、先ほど小見山先生がおっしゃったとおり、まずは政治団体側に会計帳簿作成ソフトの一層の活用を促していくというのが、より現実的な今のところの解決法なのではないかと私は考えております。なお検討を進めるという結論部分に関しては、何ら異議はございません。

【上田委員長】 先ほどの牧之内委員の御意見に対してはどう……。ソフトの話とは別……。

【牧之内委員】 いや、まだ先走っているという御意見ですよ。

【谷口委員】 いつもと立場が逆のようであれですけれども。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 収支の公開性という政治資金規正法の大目的が今の改正案によって損なわれるということであれば、それはもう慎重にならなきゃいけないと思いますが、会計帳簿は収支報告書を作る基になる内部資料ですので、その内部資料に必要な記載事項が義務付けられていて、しかも不備があったりすると罰則があるという非常に重い義務を負わされているということになると、そこは罰則もあるというような事の大きさから考えて、目的が損なわれない範囲である程度の配慮はしてやる必要があるんじゃないかと。だから、谷口委員から言われましたように、収支報告書も別添の領収書に記載がありというふうにすると、またそれを見ていかなきゃいけないということで、公開性ということからちょっと後退するのではないかという感じを私も受けますが、内部資料である会計帳簿は、今こういう住所は記載しなきゃいけないんだけど、領収書があつて、その領収書に記載がされている場合は、別に領収書がちゃんと備わっていますよということを付記することで足りるんじゃないのかなということで、緩めるということではないんじゃないかというのが私の考えです。

【日出委員】 関連ですけれども、私が収支報告のほうの住所も要らないと言ったのは、収支報告書を出す際に領収書を全部コピーして添付するんですよ。確かに透明性というのであれば、領収書の原本を出すのが本来一番いいんだと思うんですけども、それでは問題がやはりありますので、コピーを添付するということになれば、国民の立場から見たにしても、自分で書いて印刷したものを見るよりは、領収書そのものを見たほうが、実在性とか透明性は高まる話なので、あえて収支報告書に住所を記載されたからといっても、現実的には、あの収支報告書を出した場合、選挙管理委員会は、領収書のコピーと収支報告書の住所を一字一句鉛筆でチェックしていくようなやり方なんです。私はあれを見て、正直言ってばかばかしいなと思ったんですよ。この住所をただ写しただけなんです。これでそれこそ透明性とかそういったものが出るんだろうか。何回か提出したことがあるんですけども、そのたびに疑問に感じたんです。領収書を添付すれば、それで十分ではないかなと思います。したがって、備考欄とかそういったところにはもっと特殊な事情があったときの事情を書き込むとか、そういうことだったらわかりますけれども、あまりにも形式的ではないかなと考えて、要らないのではないかなと私は思います。実務上も我々は住所は一切書きません。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 ただ、収支報告書になりますと、高額、少額によって領収書の提出義務があったり、保存義務があったり、いろいろ違うわけですよ。そうすると、それぞれに応じて仕組みを変えていくというんですか、ちょっと複雑になっていくのかなという感じがするんです。会計帳簿はとにかく住所を書きなさいとなっているんで、それは別の領収書であるから書かなくていいよというだけで、統一した形でできると思うんですけども、収支報告書の場合だと、そこらをまた別に整理をし直さないといけない面があるのかなという感じがするんですけども。

【日出委員】 先ほど言ったとおり、政治団体の性格によって領収書の徴取義務とか、あるいは添付とか、そういったものが変わっているんで、それはおかしいと思うんですよ。すべての支出には領収書をきちっと徴取するというのが原則だと思います。それさえ守られれば、あとはそんなに面倒な話ではないのかなと私は思うんですけどね。一般的な感覚としては。

【上田委員長】 小見山委員、どうですか。

【小見山委員】 いや、難しいですよ、本当に。ですから、これはもっともっと深く

やらなくちゃいけないことだと思いますね。今議論しているのは、帳簿に書くか書かないかということの議論でございますから、その点だけに焦点を当てると、どんな政治団体でも領収書は保存しておいていただきたいなという気持ちはあるのです。法律的に今後それまでも変えなくては行けないのかどうかということは別にしましても、会計人としての経験から言いますと、領収書というのは一定の期間は保存しておいていただきたいなと思います。

もう一つは、備考欄に「領収書はあるよ」でもいいんですが、最終段階で収支報告書を作るときに何を見て住所を記入するのかと問われたら、すべての領収書をもう一回、1年後に全部探さないと、この領収書はどこに行ったかな、この領収書の住所はどこだったかなと探し求めなくてはならないわけございまして、であれば、逆に手間がかかるから先に書いておいたほうが楽なんじゃないかなとか、実務的な面でございますけれども、そういうふうなこともちょっと今思いました。どっちが果たして本当に楽なのかなと。領収書をきちんと綺麗に整理してくださればいいのですが、中にはビニール袋の中にぼんと1カ月分とやっている方が多いとすると、探し出さなくちゃいけないという手間もあって、果たしてどっちが本当に最終的に収支報告書を作るときに楽という言い方はおかしいんですが、事務の軽減になるのかなというのはちょっと今思ひまして、どうなんだろうと。帳簿に住所を記載する、記載しないという議論を今しているわけですが、それがどのように使うかという、収支報告書を作るためにあるわけございまして、そうすると、量にもよるんでしょね。すごくたくさん支出をされることで、しかも、いろいろな種類のところから購入するところをやっている場合に、書かないでいると、収支報告書というのは1年に1回しか作りませんから、全部見直すということが本当に合理的なのかなということですよ。実務的にそれはどうなのかなと。もちろんコンピューターを使いなさいというのだったら、コンピューターで全部打てば簡単にできてくるので、それはいいのですが、手書きでやる人がこんなたくさん領収書を持っているところで1年ごとにまたやるというのは、本当にその方にとって便利なのかなということを考えまして、非常に複雑な思いで今、回答させていただいております。

【日出委員】 税理士会のほうのアンケートではないんですけども、やった方々から聞くと、総務省のホームページにあるソフトを使ってやっているケースは多いみたいですよ。だから、意外とそういう点では普及はされているのではないかと思っているんですけどね。

【小見山委員】 それであれば非常にいいと思うのですが、見るほうでも、領収書はここにありますが整理整頓していない領収書の束をどんと置かれて、帳簿には領収書ありと書いてあって、こちらに収支報告書があって、どこの領収書のどの部分の住所なののだということは、見るほうは領収書を全部見ないとできないわけですから、これはかえってつらいことだなと思いました。

【上田委員長】 ちょっと議論がそれちゃうかもわからないですけども、収支報告書に支出の相手方のみならず住所まで書かなきゃいけないという理由はどこから来ているんですかね。私も政治資金の監査なんかやったことがないからわからないし、収支報告書を手にしたこともないからわからないんですけども、収支報告書に名前だけでいいんじゃないかという考え方はないんですか。

【大泉政治資金課長】 お答えになるかどうかでございますが、まず前提として、実務上といいますか、お断り申し上げたいのは、私どもは実質調査権がないものですから、政治団体の事務所に行ったことはありません。したがって、会計帳簿の実態は本当にわからない。むしろ省令で書いてあるものと、あとはソフトで提供しているものは知っていますが、これも省令どおりなので、会計帳簿の実物というものは、任意で何かの機会に見た人はいるかもしれませんが、権限的には全く知り得ない部分でございます。今回の議論は、実務的には行政からは遠いところの議論だということをまず前提に。

あとはなぜ住所かということですけども、これは私ども制定当時の昭和23年の法律から支出先の氏名と住所の両方を書くことになっておりまして、そのもとになった総司令部の示唆なんかにもあつたりします。後から推定しますには、支出先の特定とか実在性の担保ということで、個人情報でいいますと住所、氏名で大体特定できるというようなことで盛り込まれたんではないかと思われまます。氏名だけですと、ちょっと特定が緩むということでございますので、住所もそのようになされたと思います。

それから、政治資金規正法全体の議論としては、支出よりも収入、寄附の、どこからもらったかを明らかにすることにこれまでずっと長い年月費やしてきましたので、その面から言えば企業献金でも同じような会社がいっぱいあつたりするとわからなくなるということで、そういう判別をする意味でも、名称、氏名の次には住所が来るというような判断だったのではないかと、これは推察ですけども、思われまます。

【上田委員長】 そうすると、今の御説明を踏まえて、小見山委員、どうですか。収支報告書に住所を書かなきゃいけないから、そうすると、会計帳簿にも住所を書かなきゃい

けない。

【小見山委員】 それが昔の作られたときの考えでしょうね。

【上田委員長】 そうです。それで今は、レシートも含めて領収書というのが頻繁に取引社会では出回っている。だから、ほとんどの支出は領収書があると考えられる。

【小見山委員】 ちょっと余談でございますが、この制度自体が、政治家の方たちがお使いになられた支出自体が実際に払われているのかどうかということの確認の制度でございますね。そのために、会計監査人の同じような仕組みではないのですが、政治資金の監査人の方たちは1枚1枚の領収書を確認してくださいと。そうやってまいりますと、第三者が入ってきて、きちんとそれを確認しましたということを行っている制度であるわけですね。そうしますと、収入は一先ず置きまして、支出につきましては、その方たちに責任を転嫁するわけではないんですが、あなた方はちゃんと見たんだろうと。それであれば、支出した事実はわかるのだろうということ国民の方が言うてくだされば、支出のほうまで住所がないというのもあり得ることだろうと。そのかわり、支出を見る政治資金監査人の方たちは、そのことを前提に、領収書と支出というものがぶつかっているんだということ国民のかわりにきちんと確認する。そういうことさえしていただく制度にしていただければ、当然、帳簿にも収支報告書にもなくていいと。ただ、登録政治資金監査人のない政治資金団体に関してはそういうことができませんので、それに関しては今までどおりというようなことができればですよ、一応、丸く収まるんじゃないかなと。私の勝手な意見でございます。

【日出委員】 ただ、この政治資金規正法の考え方は、あくまで会計帳簿が最初にあつて、会計帳簿に住所を記載して、そこから収支報告書が作られるという考え方ですから、会計帳簿のほうの住所がなくなれば、当然に仕組みとして収支報告書も住所が要らないだろうという考え方にもならないわけではないと思っているんですよ。

あと、今の制度の複雑なところは、会計帳簿はずっとそのままつけていますけれども、収支報告をする際には、その団体が国会議員の関係団体からその他の団体に切りかわったときには、収支報告に書く金額が変わってきますよね。1万円以上のものが5万円以上になったり、その分については領収書が要らなくなると。そういった団体の性格付けによって実務的なものも全部変わってくる。こういう面倒くさいやり方をする事自体は非常に不合理ではないか、効率的ではないなど。私ども会員に対して説明するとき一番困るのは、団体側の性格が変わったときにどうするかという監査の手順でもありますけれども、

それは逆に言うと、領収書とか収支報告の書き方にも当然かかわっている問題だと。そういった面では、牧之内委員が言ったとおり、もっとシンプルな形で統一的なものにしてもらったほうがわかりやすいのかなと思っています。

【上田委員長】 パソコンの普及率というのは大体わかるんですか。どのくらい普及しているか。

【日出委員】 アンケートには入っていないんですか。ソフトを使っているか。

【大泉政治資金課長】 一応5割ぐらい？

【政治資金課職員】 4割ぐらいだと……。

【上田委員長】 そうなんですか。

【大泉政治資金課長】 全体の4割ぐらい。ちょっと調べますが、国会議員関係政治団体は大分普及しているのと、それから、昔からパソコンで自分でやっていた団体も多いものですから、そういうところは昔から機械で処理しているようです。ただ、手書きは国会議員関係政治団体の場合はあまり多くない。

【上田委員長】 あまりない？

【大泉政治資金課長】 国会議員関係政治団体はパソコン処理は大分普及していると思います。

【上田委員長】 先ほど小見山委員とか谷口委員がおっしゃったとおり、パソコンが普及すれば、向こうの事務負担はかなり軽減されると。

【牧之内委員】 ただ、最初は住所の入力はしなきゃいけないですよね。

【日出委員】 それが面倒なんですよ、簡単な話。

【牧之内委員】 それが面倒だという話です。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 究極的に住所の入力を省略する方向に行くかどうかということなんですけれども、政治資金の場合、収入と支出でちょっと違うというところはあるかもしれませんが、収入のほうでのエピソード的なことを申し上げますと、例えば架空の人物が党費を納めたり、亡くなった方が献金をしていたというような事例もあったわけでありまして。支出に関しては領収書がとってあるから違うという考え方もあり得るんですけれども、もしかしたら変わらないかもしれない、そういうような事例が含まれているかもしれないということを考えると、住所の記載を省略するという方向で検討はもちろんしてもいいんだろうと思いますけれども、アクションを起こしていくということに関しては、少し慎重であ

ったほうがいいのではないのか。もう少し政治資金監査制度に対する国民の信頼等も含めて、制度の定着を待つべきではないのかなと思います。

【小見山委員】　　ですから、収支報告書に住所を書かせるか書かせないかがまず一番大きなポイントになってくるのですね。まだ当分の間、支出についても住所を書かせるべきだと。であれば、私は、今の法律のもとにおいて、帳簿における住所の記載というのは原則として残さざるを得ないと思いますね。ただ、例外はもっとあってよろしいかと思うのです。その例外というのは、収支報告書に住所が書けるということを前提の例外になってくるので、皆さんが議論されているように、領収書があるということであれば、そこへフィールドバックできるんだと。だから、牧之内委員のおっしゃったように、それがメルクマールというか、1つの判断指針という形になってくるんじゃないかと思うのです。だから、領収書がないものは書けませんからね、それはどこかから調べてきて書いていただくか、亡失一覧に書かざるを得ないという形になりますけれども、そういう整理の仕方になるんじゃないかなと私は個人的に思います。

【牧之内委員】　　だから、今の話の続きで、一々領収書に戻るのが面倒くさい人は、会計帳簿でもちゃんと住所を書いておけばいいしということですね。収支報告書へどうするかというのは、もうちょっと議論が要りますよね。

【日出委員】　　少なくとも会計帳簿への住所記載だという言葉は正直不要ですよ。

【上田委員長】　　まあ、そうですね。運用としては法律がそうなっているんで、書いてほしいんだけど、先ほど牧之内委員が冒頭におっしゃったみたいに、ほかに書面があれば、ありますよということを付記しておけば、会計帳簿としてはそれで大丈夫だと。

【牧之内委員】　　はい。

【上田委員長】　　この問題はこの程度でよろしいですかね。

では、次のⅡのほうの主たる事務所の問題で、先ほどのBの資料にもございますように、領収書ももらったと。だけれども、これが主たる事務所なのかどうか、明らかなのはわかりませんが、セブニーイレブンの議員会館に本社があるわけないんで、これはいいんだけど、これはどうも本社でないのかあるのかわからないような、ENEOSとかこういうやつですね。これについて、会計責任者がこれが本店だろうということで書いたら、後で調べたら別のところが本店だったという具合に、その記載自体を法律に従った記載として認めてやるかどうかというお話なんです。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 これは先ほど来話は出ております、収支報告書の支出のところの住所が支店でもいいのだということを議論することですよね。それでよろしいのですね。

【日出委員】 これは会計帳簿じゃないんですか。

【岡本参事官】 一応、議論としては会計帳簿の議論です。収支報告書の住所と関連はしますけれども。

【小見山委員】 ということは、会計帳簿に支店を書いて、収支報告書に本店を書くと、こういうことですか。

【上田委員長】 そうじゃないんでしょ？

【岡本参事官】 そうではなく、両者は当然関連してまいります。

【上田委員長】 関連するんでしょう。

【小見山委員】 そういうことですよ。最終的な成果物というのは収支報告書ですから、そこに出てくる住所が支店でいいのだということを議論する形と同じことですよ。もちろん帳簿のことではありますけれどもね。

【岡本参事官】 議論としては同じことと思います。

【日出委員】 というよりも、領収書は支店の住所だけでも、会計帳簿に書くときには本店住所を書けというのが法の趣旨ではないかと思うんです。ですから、結局、監査をするときには、領収書の住所と会計帳簿の住所が変わるということを了解しながら監査していくという格好にならざるを得ない。それは非常に不合理な話なんで、支出を受けた者の支店の住所で私は十分いいんだろうと思っています。

【上田委員長】 政治資金課長。

【大泉政治資金課長】 法律の説明をさせていただきますと、会計帳簿の規定しておりますのは政治資金規正法の9条でございます、個人の場合は帳簿に支出先の氏名及び住所と書いてございまして、支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。で、第12条1項2号において同じと書いてありまして、第12条というのが収支報告書の話でございますので、同じものを書くというような前提にはなっております。ですから、会計帳簿からも本来的には主たる事務所ということが法律上、掲げられております。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 この住所の記載は、先ほど資金課長が言ったように、本来、収入をどういうふうに規制していくかというところに法律の主眼があったがゆえに、そっちのほう

に引っ張られて、全体的に支出のほうも同じような取扱いになったということなんじゃないかなと想像するんですが、そうすると、収入のほうは同じ者からの量的制限がありますから、住所で特定をしていく必要があるんですけども、支出の場合はその必要はないわけで、支店を書いたからといってどういう支障が生ずるのかと。支出の場合は、確かにその会社なりに支出をしましたということがちゃんと認証できればいいんで、事務局のほうに、支店名を書いたことによる問題点、制度がこうなっているじゃなくて、問題点というのは何か考えられますか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 そこは資料で御説明させていただいたように、支出に関して言うと、あまり問題点がないように思われますし、かえって支店の住所の方が実態が明らかになるという点もあると思います。ただ、一方で、法制例を相当調べましたが、主たる事務所と記載する例が圧倒的に多くて、法律としては、主たる事務所と書く、そういう仕組みにならざるを得ないのかなという気もしております。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 そこで、主たる事務所はいいのですが、例えば原則としてとか、そういう言葉を入れることによって、十分支店でよろしいじゃないですかというようなことの解釈はできるように変更できるんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【大泉政治資金課長】 牧之内委員が先ほどおっしゃったとおり、収入のほうで企業献金、団体献金が法人格ごとに、資本金とかそういうものに依じて限度額が決まっております関係上、支社とか支店が部分的にやっても、トータルとしてその会社の全体の資本金として幾らまで可能だということになっておりますので、収入の寄附のところでは主たる事務所の所在地と書いてありまして、同じ表現が支出のところにも書いてあるというのが条文の構成なんでございますけれども、ただ、同一法律の同じことを、片方は原則として、片方は厳格にというのは、刑罰法規にも関わってきますので、正面からは言いにくいという……。

【小見山委員】 わかりました。じゃ、解釈指針の中でそういうふうに……。

【上田委員長】 支出先というのは消費する場所なんですよ。例えば北海道に事務所を置く政治団体の方が北海道でデパートで物を買ったと。よく調べたら、そのデパートの本社は大阪だったという場合に、情報公開を受けた国民は、何でこの人は大阪まで買い物

に行ったのかなと、かえってこういう疑念というか疑問を持たないですかね。

【岡本参事官】 そのこのところはおっしゃるとおりです。資料の12ページ、13ページにかけては委員長御指摘のような趣旨を記載しております。ただ一方で、先ほど政治資金課長が言われた法の考え方からすると、主たる事務所とせざるを得ないところもあるので、監査マニュアルで22年9月に改定をしていただいて、問題としてはかなり解決してきているのではないかと。さらに、マニュアルでないですが、グレー色の解説の部分で正直いづれでもいいということが書いてありますが、次回マニュアルを改定する際には、実務としては既に緑の本にも入っていますから、それを見て監査人が処理されているところもあると思いますので、そのこのところを更にマニュアルに明記することで、実務的にはほぼ解決できるのではないかなと思っていますところでは。

【日出委員】 現実的には、本店所在地を書いているなんていうのはないですね。みんな領収書のとおりですから。それでオーケーにしていますし、実際にこの法律はそのまま遵守されていないだけの話なので、実務的にはそのままです。

【小見山委員】 ただ、研修テキストで、はっきりここにいずれの住所が記載されていれば、どこが書いてあってもいいじゃないのと。これはマニュアルじゃないのですよ。研修テキストで書いてあるわけです。だから、今、参事官がおっしゃったのは、それをマニュアルに逆に落とし込んで、マニュアルで今の言葉を入れることによって、より周知させると。研修はあくまでも監査人の研修でございますから、国会議員関係政治団体の会計責任者の研修じゃないですよ。ですから、マニュアルだったら会計責任者も御覧になるでしょうから、そこでそういうふうな形の統一感を持たせて、実務的に広く広めていったらどうかと、こういうことですよ。

【岡本参事官】 そうです。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 小見山委員の御意見に賛成なんですけど、ただ、こういうふうに法律で書いてあることをマニュアルで一部修正していくということは、事務局としては耐えがたい思いもあるんじゃないかと思うんです。ただし、法改正をするとすると、またそっこのほうも大ごとなんですけど、これはちょっと……。

【上田委員長】 でも、法律の運用から言えば許される範囲内ということで。
事務局長。

【田谷事務局長】 監査報告書の位置付けとしては、全体として重要な虚偽の表示がな

いかどうかを示すというものであり、今御指摘があった点については、法律に必ずしも完全に合致していないかもしれないけれども、出された収支報告書に重要な虚偽があるとまでは認められないという評価をさせていただいているものだと理解をしております、その判断の基準がテキストに掲げられているものをマニュアルに引き上げるということのかなと理解をしておりますが。

【牧之内委員】 わかりました。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 もう一つ補足させていただきますと、当時の経緯も調べましたが、今議論いただいた灰色の部分をあえて書かなかったというわけではなくて、14ページの下のアンダーラインの前のところですが、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるためというところも入っております。はっきり言って、ほとんどの場合判断するのは困難だろうという前提に立ってこういう扱いとしており、今のマニュアルは確認が困難である場合は記載不備と扱わないとしていますから、基本的には、少なくとも担当者としては、同じことを説明しているつもりではあったということなのですが、先ほど御指摘いただいたように、實際上、捉え方はかなり違ってくると思うので、更に周知を図ったらいいのではないかとということです。

【上田委員長】 ほかに何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第2の議題の「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 はい。それでは、フォローアップ説明会の資料ですが、資料本体は52ページありますので、資料2の平成24年度フォローアップ説明会の説明ポイントの4枚紙で御説明をさせていただきます。

フォローアップ説明会、今年度も回数を前年より増やして開催したいと思っておりますが、改正点をまず先に説明したいと思っております。1番ですが、政治資金規正法施行規則の一部改正についてです。これについては、前回の委員会で御報告させていただいたとおりですが、今年の4月29日に施行されております。この内容につきましては、アンダーラインのところの振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができる。いわゆる支出目的書

の提出を不要としたという改正についてです。

これに関する適用関係、また、Q&Aは前回委員会で御了承いただきまして、かなり大幅に改定しております。このところは選管の実務にはかなり影響を与えるところですので、丁寧に説明をしてみたいと考えております。

また、参考として、あわせて、最近、Q&Aを改定したもの等々、その他のQ&Aの改定項目等も含めて、最近事情が大きく変わったところを中心に、まず1番で説明をしていきたいと思っております。

2番ですが、平成22年分の政治資金収支報告の概要ということで、委員会には昨年末、また今年初めに御報告させていただいたものの概要を説明したいと思っております。

3番の平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要についてですが、政治資金監査の概要、また、政治資金監査報告書の記載状況として、一部ではございますが、残念ながら、正確でない記載が見受けられますので、委員会としては、政治資金監査報告書のチェックリストの活用の促進、Q&Aの充実、フォローアップ説明会の開催、関係士業団体との連携を図っているなど、委員会の活動方針等について説明した後、具体的には3ページからになります。政治資金監査報告書の作成等に関し、特に留意すべき事項について、詳しく、また、メリハリもつけながら説明をしてみたいと思っております。

あて名に関する記載ですとか、監査概要に関する記載、参考事例にありますように、解散等団体の収支報告書の根拠規定の条文が間違えていたとか、また、2番の監査結果に関する記載では、いわゆる亡失等一覧表を添付していないという重大なミスもございますし、また、最後の丸ですけれども、記載例にない任意の記載がされていた事例につきましては、いろいろ御議論を委員会でも賜ったところであり、原則として記載例どおりということになっておりますので、その点の周知もしっかりと図ってみたいと思っております。

4ページですが、業務制限、その他の提出書類関係は記載のとおりです。

また、5番のその他ですが、質問の多い事項としまして、無償提供の場合、いまだにクレジットカードの場合はかなり問い合わせが事務局にも寄せられているので、このような問い合わせの多い事例等につきましても説明をしてみたいと考えております。

以上です。

【上田委員長】 ありがとうございました。

この件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、本議題につきましては、御了承いただいたということで、先に進めたいと思いますが、第3の議題の「登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類について」の説明を事務局をお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料3の内容は資料Dに全て入っておりますので、資料Dで御説明をさせていただきます。こちらは事務的な改正でして、まず、上段の表のところを見ていただきますと、登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの提出書類は、現在、外国人については、現行の取扱いの一番下のところにある、外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面、こちらを出していただくということになっており、平成20年9月11日の政治資金適正化委員会の決定に基づいてその書類を出していただくということになっておりました。

これに関して、1番の概要のところですが、住民基本台帳法が改正され、外国人住民につきましても住民票が作成されることとなり、平成24年7月9日から施行予定です。このため、登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときの登録申請書の添付書類の取扱いを見直したいということです。

これにつきまして、住民票の写しができるということですので、添付書類の一番下のところですが、外国人登録法に基づく書面の提出の必要はないということで、そのところは不要とする改正としたいと思います。

戸籍抄本は、当然、外国人はないですので、そのところは今までどおりバツ、不要のままということで考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、御発言ください。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 これ、この間もちょっとお話ししたのですが、見直し後を見ますと、日本人であると戸籍抄本まで取らなくちゃいけない。外国人だと要らない。そうすると、日本人のほうが負担が多いことになります。これは本当によろしいのかなと思います。例えば、住民票の中に戸籍が入っている住民票がありますので、そういうもので代えることができないのかというようなこともちょっとお話をさせていただいたので、今後そういうものも検討していただけないかなというのが私からのお願いごとでございます。

【上田委員長】 要望ということで、事務局のほうで承知をしていてください。

【岡本参事官】 はい。わかりました。

【上田委員長】 ほかに何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

【上田委員長】 御了承いただいたということで、次の議題に移ります。

では、次の第4の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料4です。平成24年度の政治資金監査に関する研修(上半期)の実施計画は、前回の3月の委員会で御決定いただきましたが、3番にありますように、5人以上の研修を修了していない登録政治資金監査人の方から研修の実施の要望があり、具体的には大阪から御要望がございましたので、平成24年6月15日に大阪で開催するという日程を追加させていただきたいというものです。

以上です。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

(「なし」の声あり)

【上田委員長】 御了承いただいたということで、次の議題に移ります。

次に、第5の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 まず、登録政治資金監査人の登録者数ですが、一番下にありますように、登録者数4,099名ということで、これに関しましても少しずつ増えてきています。

後ろの2ページは、政治資金監査に関する研修の実施状況ですが、こちらの方も少しずつ増えてます。4月、5月合わせまして、平成24年度は、16人研修を受講していただいております。

3番のフォローアップ説明会は、6月28日の金沢市が始めになりますので、24年度の実績はまだございません。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。これもよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局からお願いいたします。

【岡本参事官】 フォローアップ説明会のポイント及び政治資金監査に関する研修の実施計画の追加につきまして、総務省ホームページ等を通じまして、登録政治資金監査人の方々に周知を図ってまいりたいと考えております。

【上田委員長】 そのほか、事務局から何かありましたらお願いいたします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省の8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。

また、本日の公表資料につきましても、その場で配付させていただきます。

また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に、明日5月18日の金曜日の夕方ごろに御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整の結果、7月5日木曜日、13時半から開催をさせていただきたいと存じます。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。